

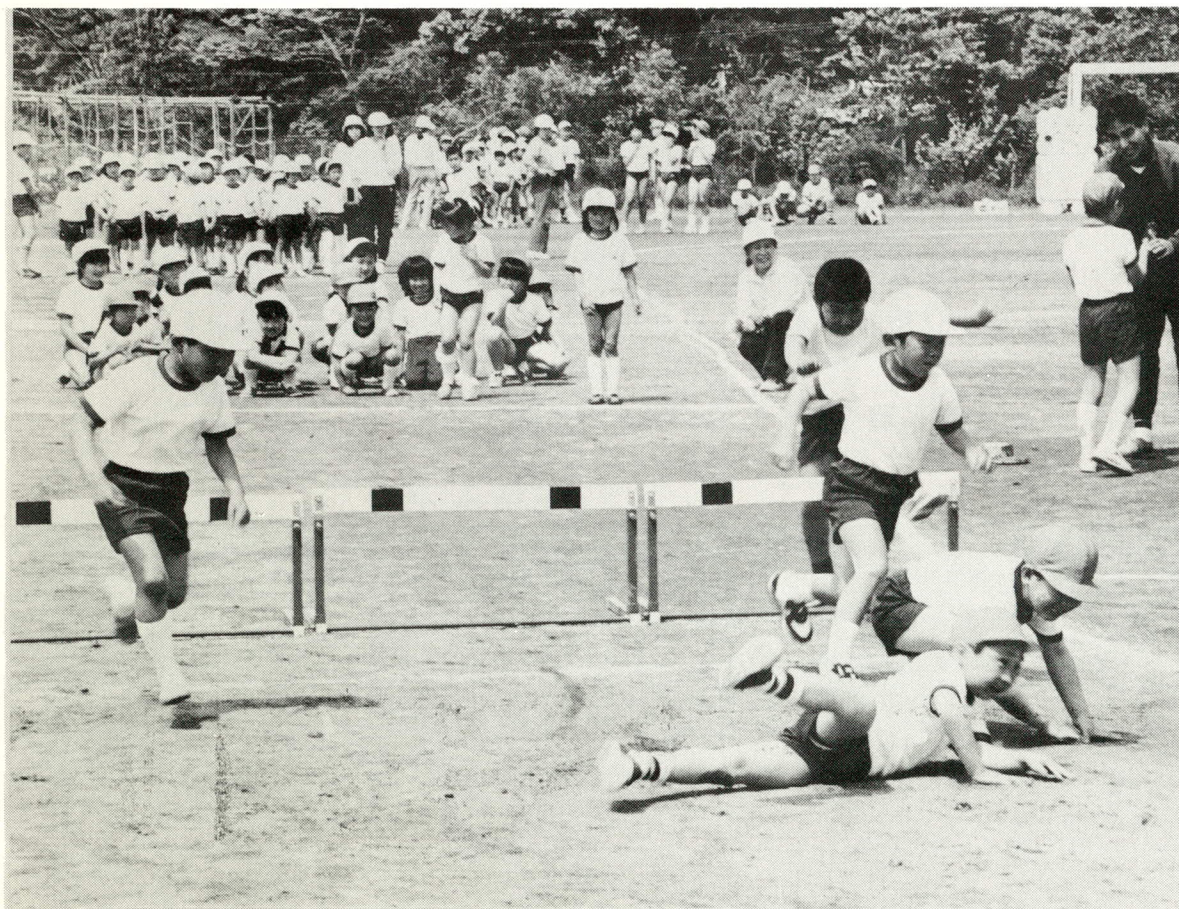
広報

麻生

平成元年 5月15日発行

No.414

'89 5



麻生町民憲章

- 歴史を大切にし、文化を高め
明るい町をつくりましょう。
- 自然に親しみ、
水と緑の美しい町をつくりましょう。
- きまりを守り、
ふれあいのある町をつくりましょう。
- 健康で働き、豊かな町をつくりましょう。
- 地域活動に進んで参加し、
住みよい町をつくりましょう。

はりきりすぎちゃった！
(春の運動会、行方小)

主な内容

- 町の財政事情書----- P2.3
- 新農業委員----- P 5
- 町民運動広場----- P6.7
- 私の提言----- P10

昭和六十三年度下半期

町の家計簿を お知らせします

財政事情の公表は、町民のみなさまに町の財政がどのように運営され、どのような状況にあるかを知っていただくためにお知らせするものです。

今回は、昭和六十三年度下半期（三月末日現在）の財政事情をお知らせします。

一般会計は、当初三十二億一千四百三十一万一千円を計上しましたが、その後五億七千八百三十二万二千円の追加補正を行い、三月末日現在で三十七億九千二百六十三万三千円になりました。

特別会計では、国保特別会計で五千九百七十七万五千円、老人保健特別会計で三千七百五十万、簡易水道特別会計で一千三百八十五万、公平委員会特別会計で四万八千円、それぞれ追加補正を行い、一方、下水道特別会計で八十五万七千円、白帆荘運営事業会計で一千八百万円のそれぞれ減額補正を行っています。

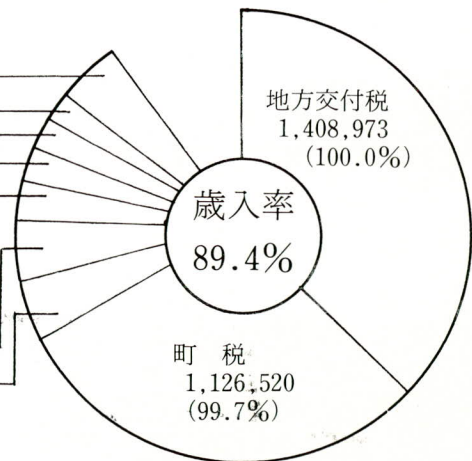
一般会計の執行率は円グラフを。特別会計の予算額及び執行率は次ページの〔2〕特別会計予算をご覧ください。

町では、健全な財政運営をめざし、歳入歳出とも均衡のとれた予算執行に努めています。

今後とも町財政に対する、ご理解ご協力をよろしく願います。

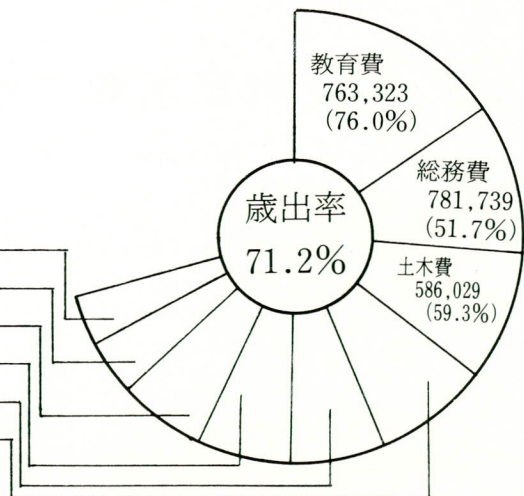
〔1〕一般会計予算 数字は予算額(単位：千円) (%) は執行率

その他	526,036	(27.9%)
自動車取得税	78,564	(100.0%)
交付金	78,877	(100.0%)
地方譲与税	99,815	(86.1%)
国庫支出金	108,651	(100.0%)
娯楽施設利用税交付金	170,197	(100.0%)
繰越金	195,000	(96.0%)
諸収入		



予算額	3,792,633 千円
町の収入	3,388,787 千円
町の支出	2,700,157 千円

その他	171,652	(74.1%)
消防費	176,724	(94.2%)
公債費	225,184	(99.9%)
農林水産業費	455,160	(59.4%)
衛生費	301,965	(92.3%)
民生費	330,857	(90.9%)



(3) 町の財産

(1) 土地及び建物

	名 称	土 地	建 物
行政財産	庁 舎	7,039㎡	2,086㎡
	学 校、幼 稚 園	262,657	33,059
	社会教育施設	128,645	6,276
	町 営 住 宅	22,676	4,381
	公 園	29,528	49
	その他の施設	47,612	1,973
	白 帆 荘	1,642	2,125
普通財産	宅 地	27,987	760
	山 林	80,613	—
	そ の 他	40,887	—
合 計		649,286	50,709

(2) 出資による権利

登 録 国 債 担 保 権	5,000 千円
株 券	8,610
出 え ん 金	8,873
出 資 金	49,450
寄 託 金	1,236
預 託 金	1,175
合 計	74,344

(3) 基 金

財 政 調 整 基 金	547,494 千円
土 地 開 発 基 金	124,091
し尿処理場建設基金	148,948
庁 舎 建 設 基 金	262,071
揚排水施設維持管理基金	21,420
ふるさと創生基金	20,000
国 民 年 金 基 金	6,000
診療報酬支払準備基金	109,759
合 計	1,239,783

(4) 町民の税負担

税 目	町 全 体			一世帯の 調 定 額
	調 定 額	収入済額	収入率	
町 民 税	548,195 千円	501,287 千円	91.4%	132,127 円
固定資産税	456,178	429,774	94.2	109,949
軽自動車税	18,512	17,343	93.7	4,462
特別土地保有税	73,016	52,118	71.4	17,598
国民健康保険税	667,832	590,573	88.4	209,155

(2) 特別会計予算 (千円)

(%) は予算に対する執行率

1. 国民健康保険事業

予算額	1,302,875
歳入	1,180,611 (90.6%)
歳出	1,053,796 (80.9%)

2. 老人保健事業

予算額	884,361
歳入	765,997 (86.6%)
歳出	715,612 (80.9%)

3. 簡易水道事業

予算額	148,751
歳入	146,455 (98.5%)
歳出	104,052 (70.0%)

4. 下水道事業

予算額	52,521
歳入	21,410 (40.8%)
歳出	51,877 (98.8%)

5. 公平委員会

予算額	335
歳入	335 (100.0%)
歳出	106 (31.6%)

6. 白帆荘運営事業

事業収益予算額	228,000
収入	207,247 (90.9%)
事業費用予算額	228,000
支出	207,469 (91.0%)

(4) 町 債 ○一般会計債

種 類	未償還額
庁 舎 建 設 事 業 債	237 千円
保健センター建設事業債	84,900
都市計画事業債	67,887
公営住宅事業債	28,519
道路整備事業債	583,060
消防施設整備事業債	22,056
小 学 校 債	626,477
中 学 校 債	62,078
幼 稚 園 債	55,687
社 会 教 育 債	61,126
保 健 体 育 債	235,820
災 害 復 旧 事 業 債	11,600
合 計	1,839,447

○特別会計債

種 類	未償還額
白 帆 荘 建 設 事 業 債	6,301 千円
簡易水道建設事業債	972,618
下 水 道 事 業 債	227,000
合 計	1,205,919

第二回臨時議会

国保税の最高限度額が 四十二万円に

麻生町議会第二回臨時議会が四月六日開催され、専決処分に関する報告三件と、議案一件の審議が行われ、すべて原案どおり議決されました。

〔報告第三号〕

専決処分の承認を求めること

と
麻生町税条例の一部を改正する条例について、実施期日切迫のため、議会を招集する暇がなかったので専決処分をし、これを議会で報告し承認を求めたものです。

〔専決第二号〕

麻生町税条例の一部を改正する条例

町県民税の非課税限度額の引き上げ等の改正を行ったものです。

〔報告第四号〕

専決処分の承認を求めること

と
麻生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい

て、報告第三号と同様に専決処分をし、それを議会で報告し承認を求めたものです。

〔専決第三号〕

麻生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等の改正を行ったものです。

〔報告第五号〕

専決処分の承認を求めること

と
昭和六十三年麻生町一般会計補正予算（第五号）につ

いて、報告第三号と同様に専決処分をし、それを議会で報告し承認を求めたものです。

〔専決第四号〕

昭和六十三年麻生町一般会計補正予算（第五号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千二百九十九万円を追加し、歳入歳出そ

れぞれ三十七億九千二百六十三万三千元としたものです。

第三回臨時議会

第2・第4土曜日の 役場閉庁きまる

—最初の土曜閉庁は 7月22日です—

〔議案第二十七号〕
麻生町農業委員会委員の推選について
町議会の推せんする農業委員として、次の二名を決定したものです。
（敬称略）
宮内 次男 （大字岡）
今泉 源衛 （大字五町田）

四月二十八日、麻生町議会第三回臨時議会が開かれ、議案三件が提出され、原案どおり議決されました。

〔議案第二十八号〕

麻生町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

麻生町都市計画審議会の庶務を、企画観光課から都市施設課に改めたものです。

〔議案第二十九号〕

麻生町の休日定める条例について

国・県の機関と同様に、麻生町役場においても、毎月第二・第四土曜日を閉庁とすることを決めたものです。

〔議案第三十号〕

麻生町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

第二・第四土曜日の閉庁に伴い、麻生町職員の勤務時間を改正したものです。

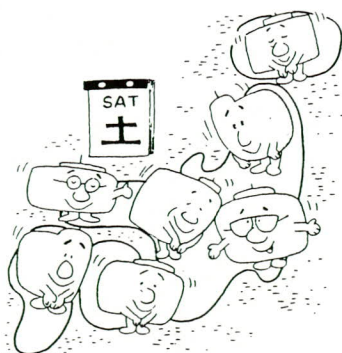
第二・第四土曜日の 役場閉庁について

土曜閉庁は、国におきましては、すでに本年一月から、また県においては、今月から実施されており、麻生町でも実施することとなりました。

麻生町役場は、七月第四土曜日の七月二十二日を最初の土曜閉庁とし、八月からは、毎月の第二・第四土曜日が休みとなります。

なお、詳細については町報六月号で、お知らせします。

8月から
第2および
第4土曜日
は休み



◎ 農業委員及び調査担当区 (敬称略)

	委員名	調査担当区	経験
麻生	高崎勝夫	富田	新
	山口正幸 (農協推せん)	富田	〃
	羽生和次	粗毛、玄通、蒲縄	〃
	藤枝清	古宿、新田、宿	3期
	金倉福	下湊、田町、新原	新
太田	小嶋隆	矢幡、根小屋	〃
	東山秀男	石神、根小屋	2期
大和	宮内次男 (議会推せん)	蔵川、岡	1期
	辺田正雄	白浜	新
	新堀義彰 (共済推せん)	宇崎	〃
	菅沼正男	青沼、四鹿、杉平	〃
	清宮富男	板峰、小牧、新宮	〃
	内田脩	天掛、籠田	1期
行方	菅谷正雄	於下、今宿	3期
	根本清次	行方	1期
	平山禧朗	船子、藤井久保	新
	今泉源衛 (議会推せん)	五町田	4期
小高	大原政七	橋門、島並下	新
	畑木利夫	小高、南、島並上	1期
	平野治	井貝、繕沢、谷	新

— 農政の代表者 —

新農業委員

二十名決まる

三ヶ年の任期満了に伴う、町農業委員会委員一般選挙は去る三月二十日に告示、同日立候補の受付が行われましたが、立候補者数が、選挙によって選出する定数と同数のため、二十五日の投票日をまたないで、十六人の公選による農業委員が決まりました。

また、選任による委員については、なめがた農協及び行方農業共済組合のそれぞれの理事より計二名が推せんされさらに四月六日に開かれた臨時議会において、議会推せん

の学職経験者二名が選出され、総計二十名の農業・農業者の代表が決定しました。

会長に
藤枝 清さん
会長代理には
東山 秀男さん

四月十一日、農業委員改選後初めての委員会が開かれ、委員の互選により、会長に藤枝清さん(大字麻生) 会長代



会長 藤枝清さん

理は東山秀男さん(大字石神)がそれぞれ選ばれました。

農地の売買、贈与、賃貸借あるいは農地の転用、利用増進等、農業委員会の許可が必要な事や、農業に関する相談などは調査担当区の農業委員にお気軽にご相談下さい。

新委員と調査担当区は左記のとおりです。

人権擁護委員を

ご存知ですか

六月一日は、人権擁護委員法が施行された日です。

昭和二十三年に人権擁護委員制度が設けられ、翌二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

当町には麻生町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

瀬尾 峯夫
(大字麻生) 72-〇三六二
久保田 勝造
(大字四鹿) 73-一二〇九
小峯 光
(大字宇崎) 73-一三五五八

◎相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

みんなでスポーツ！

町民運動広場に

全天候型テニスコートが完成



町民の体力づくりのメッカとして、昭和五十九年より、建設が進められていた町民運動広場（大字南地内）に、このほど全天候型テニスコート（四面）が完成し、既に使用が開始されている、野球場（二面）、多目的広場、ゲートボールコート（三面）、クレーのテニスコート（二面）と併せて、六月から本格的にオープンすることになりました。

今回完成したテニスコートは、全天候型四面で、雨あがり直後でも使える、コート面の状況が常に同一であるといった全天候型コートの長所を持つのはもちろんのこと、コートの表層に特殊なゴムチップを張ることによって、プレーヤーの膝に負担をかけないような構造になっています。

スポーツ障害が、社会問題になっている昨今、その予防に効果を発揮することが期待されています。

また、今回のテニスコートの完成によって、町民運動広場の屋外スポーツ施設については、全て完了したことになり、体育館についても、建設の方向で検討されています。

誰もがいつでも利用できる広場に

今回整備されたのは、テニスコートばかりではなく、ゲートボールコート二面が、天然芝に張り替えられ、また、町民が誰でも、いつでも利用できるような、憩いの広場にしようということで、桜をはじめとした樹木の植栽が行われたほか、霞ヶ浦が望める場所に、あづまやも建てられ、遊歩道、緑の広場と巡る散策コースとしても、ご利用いただけます。

また、駐車場横に、テニスの壁打ち板も設けられ、自由に利用していただけるようになったほか、多目的広場には、新たにバックネットも設置され、安全性が向上し、身体障害者用のトイレが設置されるなど、より幅広い利用に対応できるようになりました。



案内板も設置されました

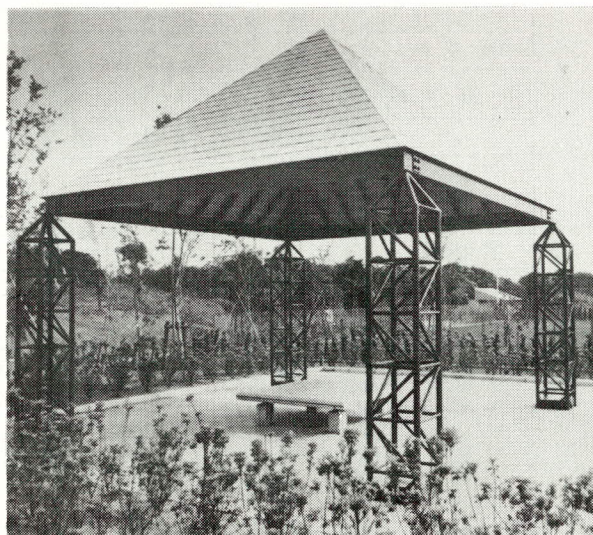
運動広場を利用するには

運動広場の施設を利用するには以下のような手続きをお願いします。

1. 電話で教育委員会に仮申込み。
電話 72-0811
 2. 教育委員会に使用許可申請書の提出。
 3. 使用料の納入（別表のとおり）
 4. カギの借出し
- ※2. 3. 4は同時でもよい。
5. 使用後カギの返却（平日の五時まで、及び土曜日の午前中までは教育委員会へ。それ以外の時間帯および日曜日は、役場の常駐警備員に返却する。）

なお、運動広場の使用料には、減免の規定がありますので、詳細については、教育委員会、社会教育係に問い合せてください。

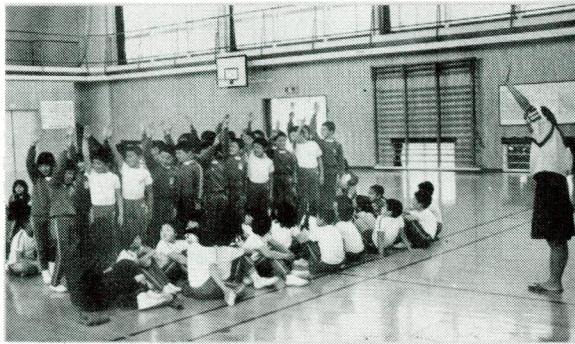
憩いの場に



麻生町民運動広場使用料

(円)

施設名		午前8時～正午	正午～午後5時	午前午後にあたる場合
野球場	A (両翼 90m)	520	520	1,030
	B (〃 80m)			
多目的広場	一部	520	520	1,030
	全部	1,030	1,030	2,060
テニスコート	団体	520	520	申込みは2時間単位
	個人	100	100	



子供達を 事故から防ごう

——交通教室開催される——

○交通事故発生状況

(平成元年 4月30日現在)

麻生警察署調べ

1. 茨城県内

	発生件数	死者数	傷者数
昭和63年	3,842	124	4,912
平成元年	4,210	169	5,386
増減数	368	45	474

2. 麻生警察署管内

	発生件数	死者数	傷者数
昭和63年	54	3	63
平成元年	106	8	134
増減数	52	5	71

3. 麻生町内

	発生件数	死者数	傷者数
昭和63年	9	0	11
平成元年	19	1	22
増減数	10	1	11

子供達を交通事故から守ることを目的に、町と交通安全母の会のお母さん方が中心となつて、四月二十一日から五月一日までの間、各幼稚園、小学校で交通教室が開かれました。

教室は、県交通安全教育講師のお姉さんを招いて行われ、たくさん交通安全講話、そして、人形「だいちちゃん」による腹話術、紙芝居等の指導など、交通安全の大切さを教える、たいへん有意義なものでした。

お父さん、お母さん、もう一度、家族で交通安全について話し合つて確認し合つてはいかがでしょうか。

◎交通事故が多発しています

全国統計によると、昨年、十三年ぶりに交通事故の犠牲者が、一万人を越えました。県内、麻生警察署管内、麻生町内いづれにおいても、その昨年を上まわるペースで事故が多発しています。

みなさん、くれぐれも交通安全を！



人形「だいちちゃん」

おじいちゃん・おばあちゃんが 花いっぱい運動

道路、公民館分館付近等に、花を植えて地域に花を咲かせ、花を愛する豊かな美しい心を育てようという目的で、花いっぱい運動が進められています。

老人会が中心になり、婦人会の協力を得て、各地区で各老人会ごとに、ゲートボールのスティックをスコップやほうきに持ちかえて、植栽の作業が行なわれています。もし見かけましたら、ひと声、かけてあげて下さい。

近い将来、地域やドライブの方々に、花を楽しんでもらえることでしょう。



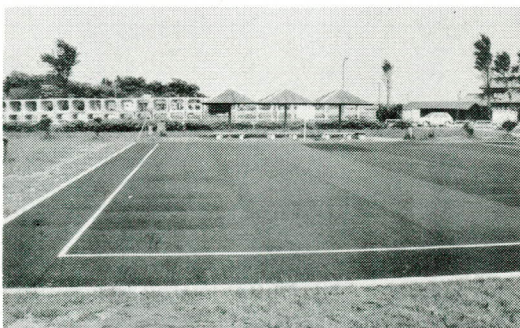
人工芝の ゲートボール コートが完成

このほど、天王崎公園内に総工費一千百九十九万円をかけた人工芝のゲートボールコートが完成しました。

人工芝は、すでにプロ野球等でおなじみですが、土のコートとは違い、雨あがりでもすぐにプレーができます。

今後、増々ゲートボールがさかんになることが期待されます。

尚、使用等に関する問合せは、白帆荘(電話七二〇八三一)まで。



保健婦だより

(34)

あなたの健康度チェック

健康は、失ってみてその価値に気付く無形の財産。疲れている、調子が悪いと感じている人はいませんか。自分の健康レベルを把握すると同時にチェックしてみませんか。そして、健康づくりの重要さを考えてみましょう。

さて、判定はいかに……。

健康総合チェック

あなたの健康度を総合的に考えるものです。「ハイ」「イイエ」で答えて下さい。

- 睡眠
 - ①いつも熟睡できる。
 - ②目覚めの気分はスッキリしている。
- 食事
 - ①朝食は必ずとっている。
 - ②一日三食、バランス良く食べている。
 - ③薄味を心掛けている。
 - ④脂っこいものは控え目している。
 - ⑤甘いものを食べすぎない。
 - ⑥腹八分目を守っている。
- 運動
 - ①定期的にスポーツをしている。
- ストレス
 - ①ストレスを発散させる趣味を何かもっている。
 - ②何でも話せる人が身近にいる。
- 習慣
 - ①タバコは吸わない。(禁煙してから5年以上たつ)
 - ②お酒を飲みすぎることはない。
- 胃腸
 - ①定期的に健康診断を受けている。
 - ②胃や腸の具合は快調である。
- 病気
 - ①めまいや動き、息切れはない。
 - ②風邪はあまりひかない。
 - ③血圧は正常範囲内である。

判定

「ハイ」が20、17あれば健康状態は良好です。17、14なら、まあ健康な部類ですが、今後はもっとと健康に注意した方がよいでしょう。14、11の人は今のうちはまだ何ともなくても、悪いところがあるので、可能性もあるもので気をつけて下さい。11以下なら早めにメデイカルチェックを受けましょう。



◆定期的な健康診断を◆

病気の早期発見のためにも定期的な健康診断を、ぜひ受けるようにしたいものです。病気が早いものなら検査も楽ですし、治りも早いものです。それがこじれてしまつてからでは治療に時間がかかり、完治しないことさえあります。健康診断を受けている人はもとより、職場や学校の検診システムからはずれている人は、自分で月日を決めて(誕生日など)検診を必ず受けるようにしましょう。



家内労働旬間
(5月21日～31日)

悩みや苦情はまず相談 行政相談委員に

小牧常能さん

◎麻生町担当行政相談委員
小牧 常能
大字南七十八番地
電話 七七一〇三三八

◎定例行政相談所

とき 毎月第一木曜日
午後一時三十分
ところ 麻生町公民館



自動車税は

納期内に
(5月10日～31日)
納付しましょう

私の提言

魅力ある観光スポットを

大 川 亨

(麻生町大字小牧 39歳)

私は、麻生町の観光ということで、ホテル業に十数年たずさわってきた中から、希望と言いますか、これからこうあって欲しいということのべてみたいと思います。麻生町を取りまく観光資源と言え、まずお隣りの水郷潮来ということになります。東関東自動車道の延伸により全国各地からの観光客が増えてまいりました。最盛期の六月には数多くの観光客が訪れます。

当麻生町にとっては、通過地点ということで、指をくわえて横目で見ていられるという感じが、これも麻生にこれだという観光の目玉がないためだと思われまふ。このような意味で、急に観光資源を作るといっても無理です。腰を入れて数年、いや十数年程先を見て行なうて欲しいと思います。

さて、今の観光客の欲しいる観光とはどのようなものでしょうか。確かに現状の観光客の動きというものは、大手の旅行代理店の主導で行われているものが多いのですが、それらは、まちがいなく集客のできるというものがあります。例えば、春のさきがけの房総の花、水戸の観梅等の季節と花を求めてくる観光のツアーです。



その組み合わせの中に入るような花の名所とか、たけのこ狩りといったような観光と体験のできるような、観光スポット、霞ヶ浦、北浦の風土と歴史を紹介できるような観光資源を作ってみたらいいかというか。

国保からのお知らせ

なぜ国保税は

前納報奨金がないか

普通徴収に係る個人の町県民税、固定資産税等については、納期前納付があった場合は、前納報奨金を交付することができるとされています。(地方税法第三二一条、第三六五条)

このように地方税法に根拠規定があつて、はじめて条例

◎国保税は目的税
国民健康保険税は、町県民

税、固定資産税と性質が異なり、被保険者(国保加入者)の疾病、負傷、出産または死亡等に際し、必要な保険給付を行うことを目的とし、その必要額を課税しています。国民健康保険税のように、つかいみちの決まっている税を目的税といえます。その必要額しか課税してないので、仮に前納報奨金を交付すれば、その分だけ費用が不足することになり、被保険者の税負担増につながります。

お 知 ら せ

◎ 人権相談所を開設

と き 5月30日(火)
午前10時から午後3時
ところ 麻生町公民館
担当者 人権擁護委員、法務局職員
内 容 近隣のいやがらせとか、家族間の不和、不動産の売買、賃貸借等の問題を、無料で秘密でおうけします。

◎ 手話講習会

と き 毎週土曜日
午後7時から午後9時
ところ 鹿島町宮中2383-2
鹿行聴力障害者協会内
※ お問合せは上記協会へ (82-1379)

どうしても

年金だより

保険料が納められないときは

「申請免除」の手続きを

国民年金に加入している農業や自営などの方（第1号被保険者）は、所得の多い少ないにかかわらず、毎月一律の保険料を納めなければなりません。

従って、経済的な理由などにより、月々の保険料を納めたくても納められない方も出てきます。

そのため、国民年金には、法律で定められている要件に該当すれば、必然的に保険料が免除される「法定免除」と、所得が少ないなどの理由により、本人が申請して認められることにより保険料の納付が免除される「申請免除」という制度があります。

(1) 法定免除とは

第1号被保険者が、次のいずれかに該当したときは、その間の保険料が免除されます。

- ① 障害年金、または、厚生年金などの被用者年金制度から支給される障害年金を受けているとき。
- ② 生活保護法による生活扶助、または、らい予防法による生活援助を受けているとき。
- ③ 国立のらい療養所などに収容されているとき。

上記のいずれかに該当したときは「保険料免除事由該当届」を役場の国民年金係に提出してください。

(2) 申請免除とは

第1号被保険者が、次のような理由で保険料を納めることが困難なとき、茨城県知事に申請し、それが承認されれば保険料が免除されます。

- ① 所得がないとき。
- ② 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき。
- ③ 地方税法に定める障害者または寡婦であって、年間の所得が基準以下のとき。
- ④ その他、保険料を納めることが著しく困難なとき。

上記のような理由により、免除を希望するときは、「国民年金保険料免除申請書」を役場の国民年金係に提出してください。

◎免除期間は年金を

受けるための期間となります

この免除を受けた期間は、保険料を未納にしまった期間とは異なり、年金を受けるための期間となりますから、免除を受けていても将来老齢基礎年金を受けることができます。

ですから、保険料がどうしても納められない時は、未納のままで放置しないで、免除の手続きをしてください。

詳しくは、役場の国民年金係へご相談ください。

最低賃金を 守りましょう

茨城県最低賃金

1 日 **3,677円**
1 時間 **460円**

調理師国家試験
のお知らせ

- 一、受験資格
飲食店営業・魚介類販売業
喫茶店営業・そう菜製造業
等で二年以上調理業に従事
した方。
- 二、願書受付予定日
平成元年八月一、二日
- 三、試験予定日
平成元年八月二十三日
- 四、受験申込み方法
「往復ハガキ」に住所・氏
名、電話を記入の上、次の
場所へ六月三十日までに申
込んでください。
- 五、申込受付場所
麻生町麻生一九四
永作 稔
電話 七二一〇五八一

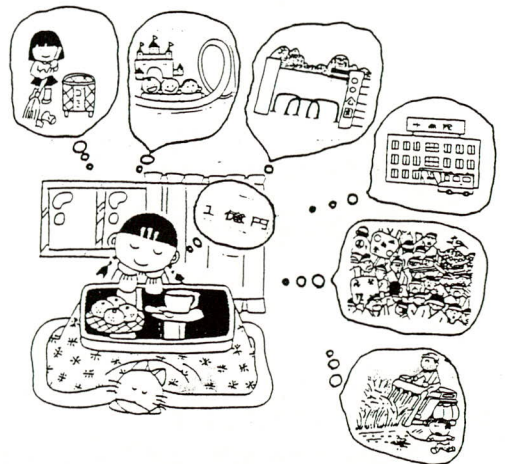
ふるさと創生

1億円のアイデア
たくさん届きました
— 6月号で発表 —

“ふるさと創生の1億円”の使いみちについて、皆さんのアイデアを募集しましたが、締め切りの4月15日までに64点の応募がありました。

この中から入賞3点については、各種団体の長等で構成する「ふるさと創生事業推進委員会」で審査をし、広報6月号で発表いたします。

お楽しみに。



麻生の文芸

俳句

華やきの彩をおとして春の逝く
行く春や流る母雲追う子雲
ひそやかに老いて洪茶に春逝けり

短歌

衣縫う技を手にはせず繕ひも
捨てし世となり針塚侘びし
一歩二歩あるき初みたる孫に手を
さしのべはげますうからの声
降りしきる冷たき雨に忘れ得ぬ
昭和のみ代の終りとならむか

俚謡

心はずんで吟行参加
山はみどりに花吹氣
吹氣くぐって神社に行けば
眺め美しく浦の景
税で平成スタートしたが
寄せる津波の永田町

橋本 浦女
吉崎 芙美
諏訪 常子
辺田 弘
矢口 ヨシ
坂本 さだ
永作 せい
金田 みつ
平山 節子

戸籍の窓口

おめでと〜い~います

おくやみ申し上げます

赤ちゃん 保護者 住所
柳町理沙子 清夫 粗毛
男庭 徹 夫 生
羽生 文成 峰 夫 生
羽生 真成 美 春 仁 生
山野 拓也 広 麻 生
山野 貴広 和 彦 石 神
渋谷 桂慶 正 市 青 沼
鈴木 彩乃 司 島 下
鬼沢 望 秀 司 於 並
高栖 梢 公 雄 島 並
額賀 麻利 昭 吉 島 並
宮崎 司 信 之 南
大曾根 幸 忠 男 井 貝

死亡者 年令 世帯主
大崎 静 73 世帯主
伊藤 豊治 72 豊治
羽生 和夫 67 忠治
横山 忠男 66 忠治
久保田 節 78 武郎
高橋 節 73 武郎
鴨下 乙弥 81 行方
平山 乙弥 82 行方
大原 庄一 79 橋門
宮内 喜一 84 橋門
渋谷 喜一 57 橋門
小高 喜一 57 橋門

5月の納税

固定資産税 (1期)

国民年金 (2期)

まちの人口

(5月1日現在)

前月比

総人口	17,931人	7人
男	8,881人	△ 9人
女	9,050人	16人
世帯数	4,143世帯	5世帯

おぼえがき

担当者が変わって初めての町報です。もって国語をよく勉強すればよかったと思うこの頃です。

さて、これまで以上に、住民と行政のパイプ役となるような広報紙作りを心がけていきたいと思っております。ご意見ご要望、そして話題等ありましたら総務課広報係まで、お寄せください。



不正大麻・けし撲滅運動
(5月1日~6月30日)